

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 7 年 6 月 4 日

関係各位

福島県警察本部警務部会計課長

公 告 日 号 及 び 番 号	令和 7 年 5 月 28 日 公告第 61 号
調 達 案 件 名	ガスクロマトグラフ質量分析計の賃貸借
質 問 事 項	
質問 1 今後のコロナウイルス感染拡大や半導体不足など受注者の責任でない事由によって、納期遅延となる可能性があります。（天災等によるものも含む。） そのような場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等はなく、契約期間変更の協議に応じていただけますか。 質問 2 契約が解除となった場合、解約損害金の清算に応じていただけますか。 質問 3 賃貸借終了後の機器の撤去費は受注者負担ですが、配線を取り外し、1 カ所に纏める作業は発注者にて行っていただくことは可能でしょうか。 また、撤去時にエレベーターの使用は可能でしょうか。 質問 4 入札額は税込みの月額ですか、期間総額でしょうか。 質問 5 押印省略につきまして、別紙 1 記載がある「履行実績証明書」は「納入実績証明書」と同一とみなしてよろしいでしょうか。 質問 6 物件の保守についてはリース内容に含めない解釈でよろしいでしょうか。	

質問 7

既存のご使用されている機器がありましたら、使用年数をお教えいただけますでしょうか。

質問 8

契約書（案）第13条（機器の返還及び費用の負担）につきまして、受注者が引取に伺う際は、物品はすべて取り外しがなされた状態（トラックまで運ぶだけの状態）という認識でよろしいでしょうか。

質問 9

本件に、現在で使用されている入替前の機器の撤去は含めない認識でよろしいでしょうか。

質問10

P C等のデータ消去は、貴所にて行う認識でよろしいでしょうか（受注者が行う場合は、データ消去費、及びデータ消去証明書の有無、負担者等をお教えいただけますでしょうか）。

質問11

本件に動産保険は付保する認識でよろしいでしょうか。

回	答	事	項
---	---	---	---

回答 1

受注者の責任によらない事由により納期遅延が発生した場合、契約期間の変更協議に応じることは可能です。ただし、遅延の事由が妥当であると認められない場合、賃貸借に関する契約書第11条第2項第1号の規定により契約の解除及びそれに伴う違約金、又は遅延による損害賠償が発生する可能性があります。
--

なお、本入札は、物品購入等の際に行う条件付一般競争入札ではなく、一般競争入札で実施するため、納期遅延等による入札参加資格制限（指名停止）の処分はありませんが、遅延の事由が妥当であると認められない場合、今後の一般競争入札における入札参加資格の審査の際、不適切な事例として取り扱うことがあります。

回答 2

協議による対応となります。

回答 3

契約終了後の撤去作業は受注者における実施となります。 エレベーターの使用は可能です。

回答 4

賃貸借期間における税抜きの総額です。

回答 5

そのとおりです。

回答 6

ガスクロマトグラフ質量分析計賃貸借に係る契約内容には機器の保守は含みません。

回答 7

現在使用しているガスクロマトグラフ質量分析計（リース）は、7年7か月使用しています。

回答 8

機器の返還時は、設置されているものを取り外すところから対応していただきます。

回答 9

現在使用しているガスクロマトグラフ質量分析計（リース）の撤去は含みません。

回答10

パソコン等のデータ消去については、発注者側において実施します。

回答11

動産保険は付けません。